別紙

新旧対照表

見直し（案）	【資料15】条例（たたき案・意見反映後）
（差別の禁止） 第５条　何人も、次に掲げる差別をしてはなりません。 （１）福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （２）医療を提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （３）商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （４）労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　労働者の募集又は採用に当たって、正当な理由なしに、障がい等を理由として、応募若しくは採用を拒否すること、又はこれらに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 イ　賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生そ	**（不当な差別的行為の禁止）** 第５条　何人も、次に掲げる不当な差別的行為をしてはなりません。 （１）福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 （２）医療を提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 （３）商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 （４）労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　労働者の募集又は採用に当たって、正当な理由なしに、障がい等を理由として、応募若しくは採用を拒否すること、又はこれらに条件を付けることその他の異なる行為。 イ　賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生そ

の他の労働条件について、正当な理由なしに、障がい等を理由とする異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 ウ　正当な理由なしに、障がい等を理由として、解雇し、又は退職を強いること。 （５）教育を行う場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 イ　障がいのある人又はその保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を最大限尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第１条に規定する学校をいう。）を決定すること。 ウ　障がいのある人に対する合理的配慮の提供を拒むこと。 （６）不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　正当な理由なしに、障がい等を理由として、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 イ　正当な理由なしに、障がい等を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （７）不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がい	の他の労働条件について、正当な理由なしに、障がい等を理由として、異なる行為。 ウ　正当な理由なしに、障がい等を理由として、解雇し、又は退職を強いること。 （５）教育を行う場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 イ　障がいのある人又はその保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を最大限尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第１条に規定する学校をいう。）を決定すること。 （６）不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　正当な理由なしに、障がい等を理由として、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 イ　正当な理由なしに、障がい等を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 （７）不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がい

のある人と同居する者に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること、これらに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （８）情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　障がいのある人に対して情報を提供するときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 イ　障がいのある人から情報の提供を受けるときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （９）前各号に掲げるもののほか、不当な差別的行為と認められるもの、又は合理的配慮の提供を拒むこと。	のある人と同居する者に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること、これらに条件を付けることその他の異なる行為。 （８）情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。 ア　障がいのある人に対して情報を提供するときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 イ　障がいのある人から情報の提供を受けるときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他の異なる行為。 （９）前各号に掲げるもののほか、不当な差別的行為と認められるのもの。 **（合理的配慮の不提供の禁止）** 第６条　市及び事業者は、合理的配慮の提供を拒んではなりません。